

## 緊急事態宣言の発令を受けて

本日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長である安倍・内閣総理大臣は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、7都府県を対象として「緊急事態宣言」を行った。これに伴い、全市町村に法に基づく対策本部が設置され、国・都道府県・市町村が連携して、更なる対策に取り組むこととなる。

都市自治体においては、国・都道府県と連携し、情報の住民等への適切な方法による提供、地域住民の外出自粛やイベントの開催中止の要請等まん延の防止に関する措置、感染者本人や地域住民の健康管理、医療確保への協力等を行うとともに、住民の生活及び地域経済の安定に取り組むこととなる。

我々都市自治体は、市民の不安を解消し、一日も早く安寧を取り戻すべく、引き続き危機感を持って感染拡大防止に全力で取り組む決意である。

令和2年4月7日

全国市長会会長 立谷 秀清